

医療機関の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の検体プール検査法による検査について ご理解とご協力のお願い

平素は、当協会会員の衛生検査所をご利用いただき、誠にありがとうございます。
厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、日本社会は国難ともいふべき事態に見舞われており、皆様におかれましても、多大なる影響を受けておられることかと存じます。この場をお借りして、医療の最前線の現場において、日々献身的に職務に努められている医療従事者の皆様に、心より敬意を表します。

さて、令和3年1月22日付で、厚生労働省より各都道府県自治体等に対して、別紙事務連絡「医療機関・高齢者施設等における無症状者に対する検査方法について（要請）」が発出されておりますが、同文書において、

【医療機関・高齢者施設等において幅広く検査を実施する場合の検査法として、複数の検体を混合して同時にPCR検査等を実施する検体プール検査法を、行政検査として新たに実施可能とする】

旨の記載がございます。

そのため一部医療機関様より、会員の衛生検査所に対して、検体プール検査法による検査の実施についてお問い合わせを頂いております。

しかしながら厚生労働省からは、別紙事務連絡2ページ目【2. 検体プール検査法による検査について（1）】にもございますように、

【有症状者、濃厚接触者、医師が個別に感染を疑う者等に対して実施するのは、引き続き、検体プール検査法ではなく個別検体を用いた検査を実施してください。】

と要請がなされております。

また、【行政検査における検体プール検査法による検査は、検査が必要と判断して実施されるものではないため、保険適用とはならない】とも記載されております。

医療機関の皆様におかれましては、厚生労働省からの要請を遵守いただきましたうえで、衛生検査所にご依頼くださいますようお願い申し上げます。

令和3年2月

一般社団法人日本衛生検査所協会
会長 久井 芳三

